

日 薬 発 第 139 号
令 和 5 年 9 月 1 日

都道府県薬剤師会会長 殿

日本薬剤師会
会長 山本 信夫
(会長印省略)

厚生労働省組織令及び食料・農業・農村政策審議会令の一部を改正する政令等の施行に伴う健康局及び医薬・生活衛生局の組織再編等について（通知）

平素より、本会業務に格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

標記について、厚生労働省健康局長、医薬・生活衛生局長、生活衛生・食品安全審議官より別添のとおり通知がありましたのでお知らせいたします。

本通知は、厚生労働省組織令及び食料・農業・農村政策審議会令の一部を改正する政令（令和5年政令第263号）及び厚生労働省組織規則等の一部を改正する省令（令和5年厚生労働省令第107号）が、令和5年8月30日に公布され、同年9月1日より施行されることに伴い、健康局及び医薬・生活衛生局の組織再編が行われることに関するものです。

今般の組織再編では、厚生労働省に感染症対策部を新たに設置するとともに、これまで医薬・生活衛生局に置かれていた生活衛生、食品、水道関係の課及び事務を健康局に移管し、これに合わせて健康局の名称が「健康・生活衛生局」に、「医薬・生活衛生局」の名称が「医薬局」に改称されます。

詳細につきましては、別添通知をご参照いただくとともに、会務ご多忙の折、誠に恐縮ではございますが、貴会会員等にご周知くださるようお願い申し上げます。

以上

薬生発 0830 第 13 号
令和 5 年 8 月 30 日

公益社団法人 日本薬剤師会会長 殿

厚生労働省医薬・生活衛生局長
(公 印 省 略)

厚生労働省組織令及び食料・農業・農村政策審議会令の一部を改正する政令等の施行に伴う健康局及び医薬・生活衛生局の組織再編等について（通知）

医薬行政の推進につきましては、平素から格別の御高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

標記について、別添のとおり各都道府県知事、各指定都市・中核市市長宛て通知しましたので、その内容について御了知の上、貴会傘下関係者に周知いただきますようお願いいたします。

健発0830第1号
薬生発0830第8号
生食発0830第1号
令和5年8月30日

各 都 道 府 縿 知 事 殿
各 指 定 都 市 ・ 中 核 市 市 長

厚 生 労 働 省 健 康 局 長
(公 印 省 略)
厚 生 労 働 省 医 薬 ・ 生 活 衛 生 局 長
(公 印 省 略)
厚生労働省大臣官房生活衛生・食品安全審議官
(公 印 省 略)

厚生労働省組織令及び食料・農業・農村政策審議会令の一部を改正する政令等の施行に伴う健康局及び医薬・生活衛生局の組織再編等について（通知）

厚生労働省組織令及び食料・農業・農村政策審議会令の一部を改正する政令（令和5年政令第263号）及び厚生労働省組織規則等の一部を改正する省令（令和5年厚生労働省令第107号）が本日公布され、これらはいずれも令和5年9月1日より施行されることとなっている。これにより、健康局及び医薬・生活衛生局の組織再編が行われることとなった。今回の改正の概要等は下記のとおりであるので、その施行に際し、格別の配慮をお願いするとともに、各都道府県におかれでは、貴都道府県内の指定都市及び中核市を除く市町村（特別区を含む。）に対してもこの旨周知をお願いする。

記

第1 改正の概要

今般の組織再編では、厚生労働省に感染症対策部を新たに設置するとともに、これまで医薬・生活衛生局に置かれていた生活衛生、食品、水道関係の課及び事務を健康

局に移管する。これに合わせて健康局の名称を「健康・生活衛生局」に、「医薬・生活衛生局」の名称を「医薬局」に改称する。課及び事務の移管の具体的な内容は以下のとおり。

1 感染症対策部の設置関係

- (1) 健康・生活衛生局に感染症対策部を設置し、感染症対策部に企画・検疫課、感染症対策課及び予防接種課を新設する。健康局結核感染症課及び参事官（予防接種担当）並びに医薬・生活衛生局検疫所業務課は廃止する。
- (2) 企画・検疫課の所掌事務は以下のとおりとする。
 - ・感染症対策部の所掌事務に関する総合調整
 - ・厚生労働省の所掌事務に係る感染症の発生及びまん延を防止するための対策に関する調整に関する事務
 - ・これまで健康局結核感染症課及び医薬・生活衛生局検疫所業務課が所管していた検疫に関する事務
 - ・これまで医薬・生活衛生局検疫所業務課が所管していた「販売の用に供し、又は営業上使用する食品等の輸入に際しての取締りに関する事務の調整」に関する事務 等
- (3) 感染症対策課の所掌事務は、これまで健康局結核感染症課が所管していた「エイズ、結核その他の感染症の発生及びまん延の防止並びに感染症の患者に対する医療」等に関する事務とともに、感染症対策課に、「感染症対策課の所掌事務に関する情報の管理」に関する事務を行う感染症情報管理室を設置する。
- (4) 予防接種課の所掌事務は、これまで健康局参事官（予防接種担当）が所管していた「予防接種の実施」等に関する事務とする。

2 生活衛生、食品、水道関係の課及び事務の移管関係

- (1) 医薬・生活衛生局生活衛生・食品安全企画課を廃止するとともに、健康・生活衛生局に、医薬・生活衛生局食品基準審査課、食品監視安全課、生活衛生課及び水道課を振替設置する。
- (2) これまで医薬・生活衛生局生活衛生・食品安全企画課が所管していた事務のうち、
 - ・「製菓衛生師」に関する事務を健康・生活衛生局総務課へ
 - ・「健康・生活衛生局の所掌事務に属する国際関係事務で食品の安全性の確保に係るものに関する連絡調整」に関する事務を健康・生活衛生局食品基準審査課へ

- ・「食品の安全に関するリスクコミュニケーション」に関する事務を健康・生活衛生局食品監視安全課へ
それぞれ移管する。

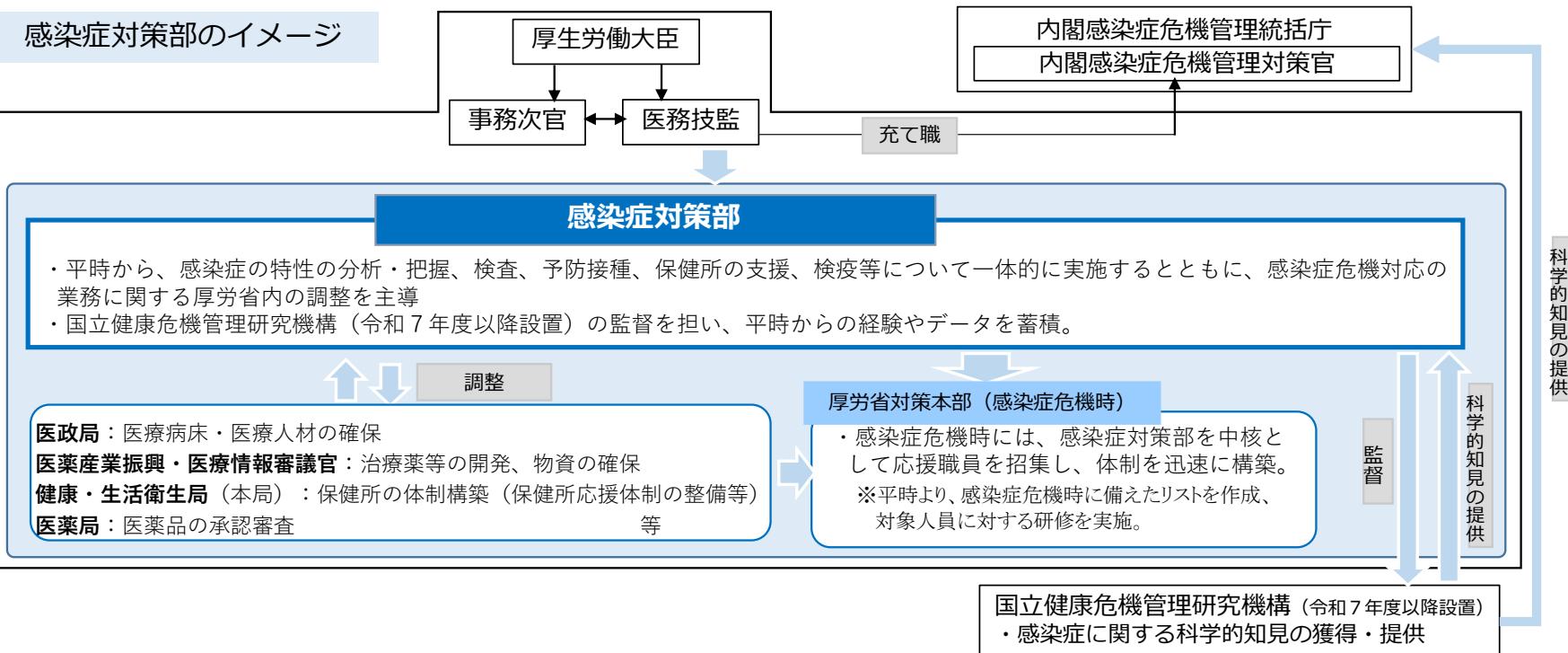
第2 既存の通知の取り扱いについて

今回の組織再編に伴い健康局、医薬・生活衛生局の通知については、今後次のように取り扱うこととする。

- (1) 組織再編前に発出された健康局、医薬・生活衛生局内の各職による通知は、別途の通知が発出されない限り、組織再編後に当該通知に係る事務を所管する職の発出による通知とみなし、その効力を維持するものとする。
- (2) 組織再編前に発出された通知中の組織の名称及び職名については、今後、当該通知を改正する際に組織再編に合わせた所要の改正を行うこととし、それまでの間、組織再編後の組織の名称及び職名とみなして取り扱うこととする。

「感染症対策部」の概要

- 感染症対応能力を強化するため、内閣感染症危機管理統括庁の設置と同じく9月1日に、厚生労働省に、感染症対策部を設置(厚生労働省組織令改正)。
 - ※ 医務技監(内閣感染症危機管理対策官(充て職))の感染症対策の関係部局の統理のもと、感染症対策部長がその指揮・命令の下で感染症対策に関する省内の調整を主導する。
 - ※ 感染症対策部に、「企画・検疫課」、「感染症対策課」、「予防接種課」の3課を設置する。
(現行の結核感染症課は「感染症対策課」とするとともに、同課に「結核対策推進室」を新設する。)
- 感染症対策部は、平時から、感染症の特性の分析・把握、検査、予防接種、保健所の支援、検疫等について一体的に実施するとともに、感染症危機対応の業務に関する厚労省内の調整を主導。
- 感染症危機時においては、感染症対策部を中心として応援職員を招集し、体制を迅速に構築。また、平時からの経験やデータの蓄積に基づく有効な感染症対応を組織的な指示系統のもと実施。



令和5年度 健康局組織再編（感染症対策部関連）

(現行)

【健康局】

健	康	局
総務課		
健康課		
がん・疾病対策課		
結核感染症課		
難病対策課		
参事官（予防接種担当）		

【医薬・生活衛生局】

医薬・生活衛生局
総務課
医薬品審査管理課
医療機器審査管理課
医薬安全対策課
監視指導・麻薬対策課
血液対策課

生活衛生・食品安全審議官

生活衛生・食品安全企画課
食品基準審査課
食品監視安全課
検疫所業務課
生活衛生課
水道課

(令和5年9月1日)

【健康・生活衛生局】

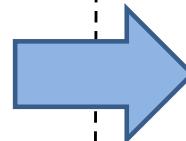
健	康	・	生	活	衛	生	局
総務課							
健康課							
がん・疾病対策課							
難病対策課							
生活衛生課							
水道課							
食品基準審査課							
食品監視安全課							

感染症対策部

企画・検疫課
感染症対策課
予防接種課

【医薬局】

医	薬	局
総務課		
医薬品審査管理課		
医療機器審査管理課		
医薬安全対策課		
監視指導・麻薬対策課		
血液対策課		



厚生労働省組織令及び食料・農業・農村政策審議会令の一部を改正する政令をここに公布する。

御名 御璽

令和五年八月三十日

内閣総理大臣 岸田 文雄

政令第二百六十三号

厚生労働省組織令及び食料・農業・農村政策審議会令の一部を改正する政令
内閣は、国家行政組織法（昭和二十三年法律第二百二十号）第七条第四項及び第五項並びに第二十一
条第四項並びに食料・農業・農村基本法（平成十一年法律第二百六号）第四十三条の規定に基づき、こ
の政令を制定する。

（厚生労働省組織令の一部改正）

第一条 厚生労働省組織令（平成十二年政令第二百五十二号）の一部を次のようにより改正する。

目次中「健康局」を「健康・生活衛生局」に、「医薬・生
活衛生局」を「医薬局」に、「第五十八条の四」を「第五十八条」に改める。

第二条第一項中「健康局」を「健康・生活衛生局」に改め、同条第二項中「労働基準
局」を「健康・生活衛生局」に改める。

第五条（見出しを含む）中「健康局」を「健康・生活衛生局」に改め、同条第一号中「他局」を
「労働基準局及び保険局」に改め、同条中第十三号を第十四号とし、第七号から第十二号までを一
号ずつ繰り下げる。同条第六号中「医薬・生活衛生局の所掌に属するものを除く。」を削り、同号を
同条第七号とし、同条第五号を同条第六号とし、同条第四号中「感染症」を「前号に掲げるものの
ほか、感染症」に改め、同号を同条第五号とし、同条第三号の次に次の一号を加える。

四 厚生労働省の所掌事務に係る感染症の発生及び蔓延を防止するための対策に関する調整に
関すること。

第五条に次の十五号を加える。

十五 化製場その他これに類する施設の規制に関すること。

十六 建築物衛生の改善及び向上に関すること。

十七 埋葬、火葬及び改葬並びに墓地及び納骨堂に関すること。

十八 理容師、美容師及びクリーニング師に関すること。

十九 理容所、美容所、興行場、旅館、公衆浴場その他の多数の者の集合する場所及びクリーニ
ング所の衛生に関すること。

二十 公衆衛生の向上及び増進並びに国民生活の安定の観点からの生活衛生関係営業の運営の適
正化及び振興に関する法律（昭和三十二年法律第二百六十四号）第二条第一項各号に掲げる営業
の発達、改善及び調整に関すること。

二十一 株式会社日本政策金融公庫の行う業務に関すること。

二十二 水道に関すること。

二十三 第十五号から前号までに掲げるもののほか、生活衛生の向上及び増進に関すること。

二十四 飲食に起因する衛生上の危害の発生の防止に関すること。

二十五 販売の用に供し、又は営業上使用する食品衛生法（昭和二十二年法律第二百三十三号）
第四条第一項、第二項、第四項若しくは第五項に規定する食品、添加物、器具若しくは容器包
装又は同法第六十八条第一項に規定するおもちゃ（以下「食品等」という。）の取締りに関する
こと。

二十六 栄養成分を補給し、又は特別の保健の用途に適するものとして販売の用に供する食品に
関すること（公衆衛生の向上及び増進に関することに限る。）。

二十七 製糞衛生師に関すること。

二十八 と畜場及び食鳥処理場の衛生の確保、と畜検査及び食鳥検査その他獸畜及び食鳥の処理
の適正に関すること。

二十九 第七号及び第二十四号から前号までに掲げるもののほか、食品の安全性の確保に関する
こと（食品衛生に関する限り。）。

第五条に次の二項を加える。

二 感染症対策部は、前項第四号から第七号まで及び第二十五号（販売の用に供し、又は営業上使
用する食品等の輸入に際しての取締りに関する事務の調整に関する限り）に掲げる事務を
つかさどる。

第六条（見出しを含む）中「医薬・生活衛生局」を「医薬局」に改め、同条第八号中「健康局」
を「健康・生活衛生局」に改め、同条第十八号から第三十四号までを削る。

第十八条の見出し中「生活衛生・食品安全審議官」を削り、同条第一項中「生活衛生・食品
安全審議官一人」を削り、同条中第八項を削り、第九項を第八項とし、第十項を第九項とし、第十
一项を第十項とする。

第三十八条第六号及び第三十九条第一号中「医薬・生活衛生局」を「医薬局」に改める。

第一章第二節第三款第三目の目名を次のようにより改める。

第三十四条 健康・生活衛生局

第四十条 健康・生活衛生局に、感染症対策部に置くもののほか、次の八課を置く。

第五十課 健康・生活衛生局に置く課

第五十一課 健康・生活衛生局に置く課

第五十二課 健康・生活衛生局に置く課

第五十三課 健康・生活衛生局に置く課

第五十四課 健康・生活衛生局に置く課

第五十五課 健康・生活衛生局に置く課

第五十六課 健康・生活衛生局に置く課

第五十七課 健康・生活衛生局に置く課

第五十八課 健康・生活衛生局に置く課

第五十九課 健康・生活衛生局に置く課

第六十課 健康・生活衛生局に置く課

第六十一課 健康・生活衛生局に置く課

第六十二課 健康・生活衛生局に置く課

第六十三課 健康・生活衛生局に置く課

第六十四課 健康・生活衛生局に置く課

第六十五課 健康・生活衛生局に置く課

第六十六課 健康・生活衛生局に置く課

第六十七課 健康・生活衛生局に置く課

第六十八課 健康・生活衛生局に置く課

第六十九課 健康・生活衛生局に置く課

第七十課 健康・生活衛生局に置く課

二十九 第七号及び第二十四号から前号までに掲げるもののほか、食品の安全性の確保に関する
こと（食品衛生に関する限り。）。

二十八 と畜場及び食鳥処理場の衛生の確保、と畜検査及び食鳥検査その他獸畜及び食鳥の処理
の適正に関すること。

二十九 第七号及び第二十四号から前号までに掲げるもののほか、食品の安全性の確保に関する
こと（食品衛生に関する限り。）。

二十六 栄養成分を補給し、又は特別の保健の用途に適するものとして販売の用に供する食品に
関すること（公衆衛生の向上及び増進に関することに限る。）。

二十七 製糞衛生師に関すること。

二十八 と畜場及び食鳥処理場の衛生の確保、と畜検査及び食鳥検査その他獸畜及び食鳥の処理
の適正に関すること。

二十九 第七号及び第二十四号から前号までに掲げるもののほか、食品の安全性の確保に関する
こと（食品衛生に関する限り。）。

第五条に次の二項を加える。

二 感染症対策部は、前項第四号から第七号まで及び第二十五号（販売の用に供し、又は営業上使
用する食品等の輸入に際しての取締りに関する事務の調整に関する限り）に掲げる事務を
つかさどる。

第六条（見出しを含む）中「医薬・生活衛生局」を「医薬局」に改め、同条第八号中「健康局」
を「健康・生活衛生局」に改め、同条第十八号から第三十四号までを削る。

第十八条の見出し中「生活衛生・食品安全審議官」を削り、同条第一項中「生活衛生・食品
安全審議官一人」を削り、同条中第八項を削り、第九項を第八項とし、第十項を第九項とし、第十
一项を第十項とする。

第三十八条第六号及び第三十九条第一号中「医薬・生活衛生局」を「医薬局」に改める。

第一章第二節第三款第三目の目名を次のようにより改める。

第三十四条 健康・生活衛生局

第四十条 健康・生活衛生局に置く課

第五十一課 健康・生活衛生局に置く課

第五十二課 健康・生活衛生局に置く課

第五十三課 健康・生活衛生局に置く課

第五十四課 健康・生活衛生局に置く課

第五十五課 健康・生活衛生局に置く課

第五十六課 健康・生活衛生局に置く課

第五十七課 健康・生活衛生局に置く課

第五十八課 健康・生活衛生局に置く課

第五十九課 健康・生活衛生局に置く課

第六十課 健康・生活衛生局に置く課

第六十一課 健康・生活衛生局に置く課

第六十二課 健康・生活衛生局に置く課

第六十三課 健康・生活衛生局に置く課

第六十四課 健康・生活衛生局に置く課

第六十五課 健康・生活衛生局に置く課

第六十六課 健康・生活衛生局に置く課

第六十七課 健康・生活衛生局に置く課

第六十八課 健康・生活衛生局に置く課

第六十九課 健康・生活衛生局に置く課

第七十課 健康・生活衛生局に置く課

(厚生科学審議会令の一部改正)

第三条 厚生科学審議会令(平成十二年政令第二百八十三号)の一部を次のように改正する。

第九条ただし書中「健康局参事官」を「健康・生活衛生局感染症対策部予防接種課」に、「医薬・

生活衛生局」を「健康・生活衛生局」に改める。

(医道審議会令の一部改正)

第四条 医道審議会令(平成十二年政令第二百八十五号)の一部を次のように改正する。

第九条ただし書中「医薬・生活衛生局」を「医薬局」に改める。

(医道審議会令の一部改正)

第五条 薬事・食品衛生審議会令(平成十二年政令第二百八十六号)の一部を次のように改正する。

第十一条中「医薬・生活衛生局総務課」を「医薬局総務課」に改め、同条ただし書中「医薬・生

活衛生局生活衛生・食品安全企画課」を「健康・生活衛生局総務課」に改める。

(疾病・障害認定審査会令の一部改正)

第六条 疾病・障害認定審査会令(平成十二年政令第二百八十七号)の一部を次のように改正する。

第九条中「健康局総務課」を「健康・生活衛生局総務課」に改め、同条ただし書中「健康局結核

感染症課及び参事官」を「健康・生活衛生局感染症対策部企画・検疫課、感染症対策課及び予防接

種課」に改める。

(がん対策推進協議会令等の一部改正)

第七条 次に掲げる政令の規定中「健康局」を「健康・生活衛生局」に改める。

一 がん対策推進協議会令(平成十九年政令第七十六号) 第五条

二 肝炎対策推進協議会令(平成二十一年政令第三百九号) 第五条

アレルギー疾患対策推進協議会令(平成二十七年政令第四百一号) 第六条

循環器病対策推進協議会令(令和元年政令第百四十一号) 第五条

ハンセン病元患者家族補償金認定審査会令(令和二年政令第五号) 第四条

厚生労働大臣 農林水産大臣 内閣総理大臣 岸田 文雄 加藤 野村 哲郎 勝信

○厚生労働省令第百七号

厚生労働省設置法（平成十一年法律第九十七号）及び厚生労働省組織令（平成十二年政令第二百五十二号）を実施するため、厚生労働省組織規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

令和五年八月三十日

厚生労働省組織規則等の一部を改正する省令

第一条 厚生労働省組織規則（平成十三年厚生労働省令第一号）の一部を次の表のように改正する。
(傍線部分は改正部分)

目次		改 正 後	改 正 前
第一章 本省		第一節 内部部局	第一節 内部部局
第一款・第二款	(略)	第一款・第二款	(略)
第三款 健康・生活衛生局	(第十九 条→第二十三 条の五)	第三款 健康局	(第十九條→第二十三 条)
第四款 医薬局	(第二十四条→第二十 九条の二)	第四款 医薬・生活衛生局	(第二十四 条→第二十九 条の二)
第五款～第十二款	(略)	第五款～第十三款	(略)
第二節・第三節	(略)	第二節・第三節	(略)
第二章～第四章	(略)	第二章～第四章	(略)
附則		附則	

(公文書監理・情報公開室及び広報室並びに企画官、訟務官及び法務専門官)

(公文書監理・情報公開室及び広報室並びに企画官、訟務官及び法務専門官)

第三条 総務課は、公文書監理・情報公開室及び広報室並びに企画官十九人、訟務官三人及び法務専門官一人を置く。

259 (略)

卷之三

第六条 厚生科学課に、災害等危機管理対策室及び研究企画官一人を置く。

災害等危機管理対策室は、次に掲げる事

務をつかさどる。

釋名 卷之二

災害等危機管理対策室」、室長を置く。

梁書卷之三

4
略

(医療機器政策室及び首席流通指掌官)

第十六条（附） （因病休器政策及首局派遣指揮官）

第一六条（圖）

2 因癒機器政策室は 次に掲げる事務を一
ざざる。

がさどる。

— 因療機器その他の衛生用品の生産流通 支び消費の増進、改善支び調整之關する

及び消費の増進 改善及び調整に関する研究開発政策の所掌

こと（医薬局及び研究開発政策課の所掌）

に属するものを除く

卷之四

3
..
4

		(治験推進室)
		第十七条 (略)
2	治験推進室は、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭和三十五年法律第二百四十五号。以下「医薬品医療機器等法」という。)第二条第十七項に規定する治験の推進に関する事務(医薬局の所掌に属するものを除く。)をつかさどる。	
3	(略)	
	第三款 健康・生活衛生局	
	(指導調査室)	
	第十九条 (略)	
2	指導調査室は、次に掲げる事務をつかさどる。	
1 4	(略)	
5	健康・生活衛生局の所掌に係る事務の実施状況の調査にすること。	
3 4	(略)	
	(地域保健企画官及び保健指導官)	
第二十条	健康課に、地域保健企画官及び保健指導官それぞれ一人を置く。	
2	地域保健企画官は、命を受けて、健康課の所掌事務に関する特定事項の企画及び立案並びに調整に当たる。	
3	(略)	
	(肝炎対策推進室)	
第二十一条	(略)	
2	肝炎対策推進室は、肝炎の予防及び治療に関する事務(他局及び感染症対策部並びに難病対策課の所掌に属するものを除く。)をつかさどる。	
3	(略)	
	(削る)	
	第二十二条 結核感染症課に、感染症情報管理官一人を置く。	
2	感染症情報管理官は、命を受けて、結核感染症の所掌事務に関する情報の管理に当たる。	
3	(略)	
	(新設)	
	第二十三条 生活衛生課に、生活衛生対策企画官一人(関係のある他の職を占める者をもつて充てられるものとする。)を置く。	
2	生活衛生対策企画官は、命を受けて、次に掲げる事務に関する重要事項の調査、企画及び立案に当たる。	
1	一 建築物衛生の改善及び向上に関すること。	
2	二 前号に掲げるもののほか、生活衛生の向上及び増進に関すること(感染症対策部並びに食品監視安全課及び水道課の所掌に属するものを除く。)。	
3	三 水道計画指導室及び水道水質管理官	
4	四 独立行政法人水資源機構の行う業務に	
5	五 水道用水の供給に関する企画及び立案に関する事。	
6	六 水道の広域的な整備に関する事。	
7	七 水道事業及び水道用水供給事業の監督にかかる事。	
8	八 独立行政法人水資源機構の行う業務に	
9	九 水道計画指導室に、室長を置く。	
10	一〇 水道水質管理官は、命を受けて、水道課の所掌事務のうち、水道水に係る水質基準その他の水質の管理に関する事を行う。	
11	一一 輸入食品安全対策室(輸入食品安全対策室)	
12	一二 輸入食品安全対策室は、次に掲げる事務のうち、輸入に係るものをつけさどる。	
13	一三 飲食に起因する衛生上の危害の発生の防止に関する調査及び指導に関する事。	

二 食品等及び洗浄剤の衛生に関する取締りに關すること（感染症対策部の所掌に屬するものを除く。）。	三 農薬が含まれ、又は付着している食品の飲食に起因する衛生上の危害の発生の防止に關すること（食品基準審査課の所掌に屬するものを除く。）。
四 食品衛生法（昭和二十二年法律第二百三十三号）第二十六条第二項又は第三項の検査に關すること。	四 輸入食品安全対策室に、室長を置く。（検疫所業務企画調整官）
第一二十三条の四 企画・検疫課に、検疫所業務企画調整官一人を置く。	第一二十三条の四 企画・検疫課に、検疫所業務企画調整官は、命を受けて、企画・検疫課の所掌事務に関する特定事項の企画及び立案並びに調整に當たる。（感染症情報管理室）
第一二十三条の五 感染症対策課に、感染症情報管理室を置く。	第一二十三条の五 感染症対策課に、感染症情報管理室に、室長を置く。（新設）
第四款 医薬局	第四款 医薬・生活衛生局
第一二十七条から第一二十九条の二まで 削除	第一二十七条 輸入食品安全対策室に、輸入食品安全対策室を置く。
二 輸入食品安全対策室は、次に掲げる事務のうち、輸入に係るものをつけさどる。 一 飲食に起因する衛生上の危害の発生の防止に関する調査及び指導に関すること。 二 食品等及び洗浄剤の衛生に関する取締りに關すること（生活衛生・食品安全企画課の所掌に屬するものを除く。）。 三 農薬が含まれ、又は付着している食品の飲食に起因する衛生上の危害の発生の防止に關すること（食品基準審査課の所掌に屬するものを除く。）。	二 感染症情報管理室は、感染症対策課の所掌事務に関する情報の管理に関する事務をつけさどる。 三 感染症情報管理室に、室長を置く。
第二十九条 生活衛生課に、生活衛生対策企画官一人（関係のある他の職を占める者をもつて充てられるものとする。）を置く。 二 生活衛生対策企画官は、命を受けて、次に掲げる事務に関する重要事項の調査、企画及び立案に當たる。 一 建築物衛生の改善及び向上に関すること。 二 前号に掲げるもののほか、生活衛生の向上及び増進に關すること（健康局並びに食品監視安全課及び水道課の所掌に属するものを除く。）。	第二十九条 生活衛生課に、生活衛生対策企画官一人を置く。 二 水道計画指導室及び水道水質管理官は、命を受けて、水道計画指導室及び水道水質管理官一人を置く。 一 水道用水の供給に関する企画及び立案に關すること。 二 水道の広域的な整備に關すること。 三 水道事業及び水道用水供給事業の監督に關すること。 四 独立行政法人水資源機構の行う業務に関すること。 水道計画指導室に、室長を置く。
四 食品衛生法第二十六条第二項又は第三項の検査に關すること。 五 輸入食品安全対策室に、室長を置く。（検疫所業務企画調整官）	四 水道水質管理官は、命を受けて、水道課の所掌事務のうち、水道水に係る水質基準の他の水質の管理に關することを行ふ。

(削る)

<p>（削る）</p> <p>第六十八条 総務課に、社会保険審査調整室を置く。</p> <p>社会保険審査調整室は、社会保険審査会の庶務に関する事務をつかさどる。</p> <p>社会保険審査調整室に、室長を置く。</p>
<p>第六十八条の二 （略）</p> <p>（年金指導課の所掌事務）</p> <p>第七百十条の二の二 年金指導課は、次に掲げる事務をつかさどる。</p>
<p>一 （略）</p> <p>二 日本年金機構が行う滞納処分等（国税滞納処分の例による処分並びに国税徴収法（昭和三十四年法律第二百四十七号）第二百四十二条の規定による質問・検査及び提示又は提出の要求、同法第二百四十二条の二の規定による物件の留置き並びに同法第二百四十二条の規定による捜索をいふ。以下この条及び第七百十条の二において同じ。）に係る認可に関すること。</p>
<p>三 十 （略）</p>
<p>三 十 十 （略）</p>

	改 正 後	改 正 前	（審議官）
第三条	（国民年金法施行令第六条の四の二に規定する総括審議官等の範囲を定める省令の一部改正） 国民年金法施行令第六条の四の二に規定する総括審議官等の範囲を定める省令（平成十三年厚生労働省令第七十四号）の一部を次の表のように改正する。	（国民年金法施行令第六条の四の二に規定する総括審議官のうち、積立金の運用に関する事務の企画及び立案に参画し、関係事務を総括整理する者とする。）	（審議官）
第二条	（国民年金法施行令第六条の四の二第一号の厚生労働省令で定める審議官は、厚生労働省組織令第十八条第十項に規定する審議官のうち、積立金の運用に関する事務の企画及び立案に参画し、関係事務を総括整理する者とする。）	（国民年金法施行令第六条の四の二第一号の厚生労働省令で定める審議官は、厚生労働省組織令第十八条第十項に規定する審議官のうち、積立金の運用に関する事務の企画及び立案に参画し、関係事務を総括整理する者とする。）	（審議官）
	改 正 前	（傍線部分は改正部分）	

○厚生労働省告示第二百五十七号

厚生労働省組織令及び食料・農業・農村政策審議会令の一部を改正する政令（令和五年政令第二百六十三号）の施行に伴い、厚生労働省組織令及び食料・農業・農村政策審議会令の一部を改正する政令の施行に伴う厚生労働省関係告示の整理に関する告示を次のように定める。

令和五年八月三十日

厚生労働省組織令及び食料・農業・農村政策審議会令の一部を改正する政令の施行に伴う厚生労働省関係告示の整理に関する告示

厚生労働大臣 加藤 勝信

（調理に係る技能検定の受検資格等の特例に関する省令第二条の規定に基づく調理に係る技能検定において学科試験の免除を受けることができる者の一部改正）

第一条 調理に係る技能検定の受検資格等の特例に関する省令第二条の規定に基づく調理に係る技能検定において学科試験の免除を受けることができる者（昭和五十七年労働省告示第百号）の一部を次表のよう改正する。

	改	正	後
一　（略）	調理に係る技能検定の受検資格等の特例に関する省令第二条の表の上欄の厚生労働大臣が別に定めるところにより調理に係る技能検定において学科試験に合格した者と同等以上の技能及びこれに関する知識を有すると認めた者は、次の各号いずれかに該当する者とする。	調理に係る技能検定の受検資格等の特例に関する省令第二条の表の上欄の厚生労働大臣が別に定めるところにより調理に係る技能検定において学科試験に合格した者と同等以上の技能及びこれに関する知識を有すると認めた者は、次の各号いずれかに該当する者とする。	
二　（略）	調理師試験の実施に関する事務を行う者等を指定する省令（平成十三年厚生労働省令第百二号。以下「省令」という。）第四条に規定する者が行う調理師指導者研修会又は調理技術指導員講習であつて厚生労働省健康・生活衛生局長が定めるものを修了した者	調理師試験の実施に関する事務を行う者等を指定する省令（平成十三年厚生労働省令第百二号。以下「省令」という。）第四条に規定する者が行う調理師指導者研修会又は調理技術指導員講習であつて厚生労働省健康局長が定めるものを修了した者	

（傍線部分は改正部分）

	改	正	後
一　（略）	（調理師法施行規則第十八条の規定に基づく調理技術の審査の学科試験に合格した者と同等以上の学力を有する者は、次の各号に掲げる者とする。）	（調理師法施行規則（昭和三十三年厚生省令第四十六号。以下「規則」という。）第十八条に規定する調理技術の審査の学科試験に合格した者と同等以上の学力を有する者は、次の各号に掲げる者とする。）	
二　（略）	（調理師法施行規則第十八条の規定に基づく調理技術の審査の学科試験に合格した者と同等以上の学力を有する者（昭和五十七年厚生省告示第百九十九号）の一部を次の表のよう改正する。）	（調理師法施行規則（昭和三十三年厚生省令第四十六号。以下「規則」という。）第十八条に規定する調理技術の審査の学科試験に合格した者と同等以上の学力を有する者は、次の各号に掲げる者とする。）	

	改	正	後
一　（略）	（調理師法施行規則（昭和三十三年厚生省令第四十六号。以下「規則」という。）第十八条に規定する調理技術の審査の学科試験に合格した者と同等以上の学力を有する者は、次の各号に掲げる者とする。）	（調理師法施行規則（昭和三十三年厚生省令第四十六号。以下「規則」という。）第十八条に規定する調理技術の審査の学科試験に合格した者と同等以上の学力を有する者は、次の各号に掲げる者とする。）	
二　（略）	（傍線部分は改正部分）	（傍線部分は改正部分）	

	改	正	後
一　（略）	（調理師法施行規則（昭和三十三年厚生省令第四十六号。以下「規則」という。）第十八条に規定する調理技術の審査の学科試験に合格した者と同等以上の学力を有する者は、次の各号に掲げる者とする。）	（調理師法施行規則（昭和三十三年厚生省令第四十六号。以下「規則」という。）第十八条に規定する調理技術の審査の学科試験に合格した者と同等以上の学力を有する者は、次の各号に掲げる者とする。）	
二　（略）	（傍線部分は改正部分）	（傍線部分は改正部分）	

三 調理師試験の実施に関する事務を行う者等を指定する省令（平成十三年厚生労働省令第百二号。以下「省令」という。）第四条に規定する者が行う調理師指導者研修会又は調理技術指導員講習であつて厚生労働省健康・生活衛生局長が定めるものを修了した者

四 公益社団法人日本調理師会が実施した調理技術検定の一級若しくは二級に合格した者又は公益社団法人全日本司厨士協会が実施した技能検定の一級に合格した者で、昭和六十八年三月三十日までの間に厚生労働省健康・生活衛生局長が定める講習を修了したもの

五 規則第十七条第一号に規定する実務期間が十年以上で、かつ、年齢が三十歳以上の者のうち、省令第四条に規定する者が行う講習であつて厚生労働省健康・生活衛生局長が定めるものを修了したもの

六 規則第十六条第二項各号に掲げる試験科目のうちいづれか一の科目の試験委員であつた期間が通算して二年以上である者のうち、省令第四条に規定する者が行う講習であつて厚生労働省健康・生活衛生局長が定めるものを修了したもの

第三条 生物由来原料基準（平成十五年厚生労働省告示第二百十号）の一部を次の表のように改正する。

			（傍線部分は改正部分）		
			改	正	後
第4 動物由来原料総則					
1 反芻動物由来原料基準					
(1) (4) (略)					
(5) 化粧品については、(2)に適合しない反芻動物由来原料等をやむを得ず使用する場合は、厚生労働省医薬局長が定める必要な条件に適合するもののみを使用することができる。					
2・3 (略)					
第4 動物由来原料総則					
1 反芻動物由来原料基準					
(1) (4) (略)					
(5) 化粧品については、(2)に適合しない反芻動物由来原料等をやむを得ず使用する場合は、厚生労働省医薬・生活衛生局長が定める必要な条件に適合するもののみを使用することができる。					
2・3 (略)					

			（傍線部分は改正部分）		
			改	正	後
第4 動物由来原料総則					
1 反芻動物由来原料基準					
(1) (4) (略)					
(5) 化粧品については、(2)に適合しない反芻動物由来原料等をやむを得ず使用する場合は、厚生労働省医薬局長が定める必要な条件に適合するもののみを使用することができる。					
2・3 (略)					

（その他基準の適合に関し必要な事項）

第二条 この告示に定めるもののほか、法第二十三条の二の二十三第一項の規定により厚生労働大臣が定める基準の適合に関し必要な事項は、厚生労働省医薬局長が定めるものとする。

（その他基準の適合に関し必要な事項）

第二条 この告示に定めるもののほか、法第二十三条の二の二十三第一項の規定により厚生労働大臣が定める基準の適合に関し必要な事項は、厚生労働省医薬・生活衛生局長が定めるものとする。

（医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第二十三条の二の二十三第一項の規定により厚生労働大臣が基準を定めて指定する医療機器の一部改正）

第四条 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第二十三条の二の二十三第一項の規定により厚生労働大臣が基準を定めて指定する医療機器（平成十七年厚生労働省告示第百十二号）の一部を次の表のように改正する。

別表第一

番号	医療機器の名称	既存品目との同等性を評価すべき主要評価項目とその基準	基準			
一	二	三	四	五	六	
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
1～4 (略)	1～7 (略)	1～11 (略)	次の評価項目について厚生労働省医薬局長が定める基準により評価する」と。 次の評価項目について厚生労働省医薬局長が定める基準により評価する」と。 次の評価項目について厚生労働省医薬局長が定める基準により評価する」と。	次の評価項目について厚生労働省医薬局長が定める基準により評価する」と。 1～4 (略)	1～5 (略)	1～3 (略)
			(略)	(略)	(略)	

別表第一

番号	医療機器の名称	既存品目との同等性を評価すべき主要評価項目とその基準	基準
六	五	四	三
(略)	(略)	(略)	(略)
1～4 (略)	1～7 (略)	1～11 (略)	1～5 (略)
次の評価項目について厚生労働省医薬・生活衛生局長が定める基準により評価すること。 評価すること。	次の評価項目について厚生労働省医薬・生活衛生局長が定める基準により評価すること。	次の評価項目について厚生労働省医薬・生活衛生局長が定める基準により評価すること。	次の評価項目について厚生労働省医薬・生活衛生局長が定める基準により評価すること。
次の評価項目について厚生労働省医薬・生活衛生局長が定める基準により評価すること。	次の評価項目について厚生労働省医薬・生活衛生局長が定める基準により評価すること。	次の評価項目について厚生労働省医薬・生活衛生局長が定める基準により評価すること。	次の評価項目について厚生労働省医薬・生活衛生局長が定める基準により評価すること。
一	二	三	四
(略)	(略)	(略)	(略)
1～3 (略)	1～4 (略)	1～5 (略)	1～11 (略)
生労働省医薬・生活衛生局長が定める基準により評価すること。	生労働省医薬・生活衛生局長が定める基準により評価すること。	生労働省医薬・生活衛生局長が定める基準により評価すること。	生労働省医薬・生活衛生局長が定める基準により評価すること。
使用目的又は効果			

一	番号	別表第二	十二	十一	十	九	八	七
1 ～ 10	(略)	医療機器の名称	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
		既存品目との同等性を評価すべき主要評価項目とその基準	基	次の評価項目について厚生労働省医薬局長が定めること。	次の評価項目について厚生労働省医薬局長が定めること。	次の評価項目について厚生労働省医薬局長が定めること。	次の評価項目について厚生労働省医薬局長が定めること。	次の評価項目について厚生労働省医薬局長が定めること。
	(略)	使用目的又は効果	準	1～8	1～5	1～2	1～6	1～8

一	番号	別表第二	十二	十一	十	九	八	七
1 ～ 10	(略)	医療機器の名称	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
		既存品目との同等性を評価すべき主要評価項目とその基準	基	次の評価項目について厚生労働省医薬・生活衛生局長が定める基準により評価すること。	次の評価項目について厚生労働省医薬・生活衛生局長が定める基準により評価すること。	次の評価項目について厚生労働省医薬・生活衛生局長が定める基準により評価すること。	次の評価項目について厚生労働省医薬・生活衛生局長が定める基準により評価すること。	次の評価項目について厚生労働省医薬・生活衛生局長が定める基準により評価すること。
	(略)	使用目的又は効果	準	1～8	1～5	1～2	1～6	1～8

二十 一 一 九	番号	別表第三	六	五	四	三	二
(略)	(略)	基 準	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	日本産業規格又は国際電気標準会議が定める規格	次の評価項目について厚生労働省医薬局長が定める基準により評価すること。	次の評価項目について厚生労働省医薬局長が定める基準により評価すること。	次の評価項目について厚生労働省医薬局長が定める基準により評価すること。	次の評価項目について厚生労働省医薬局長が定める基準により評価すること。	次の評価項目について厚生労働省医薬局長が定める基準により評価すること。
甲状腺又は前立腺の硬 2 1 腎、脾臓、膀胱、乳腺、 甲狀腺又は前立腺の硬	(略)	使用目的又は効果	1 (4) (略) 次の評価項目について厚生労働省医薬局長が定める基準により評価すること。	1 (3) (略) 次の評価項目について厚生労働省医薬局長が定める基準により評価すること。	1 (6) (略) 次の評価項目について厚生労働省医薬局長が定める基準により評価すること。	1 (8) (略) 次の評価項目について厚生労働省医薬局長が定める基準により評価すること。	1 (8) (略) 次の評価項目について厚生労働省医薬局長が定める基準により評価すること。

二十 一 一 九	番号	別表第三	六	五	四	三	二
(略)	(略)	基 準	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	日本産業規格又は国際電気標準会議が定める規格	次の評価項目について厚生労働省医薬・生活衛生局長が定める基準により評価すること。	1 (4) (略) 次の評価項目について厚生労働省医薬・生活衛生局長が定める基準により評価すること。	1 (6) (略) 次の評価項目について厚生労働省医薬・生活衛生局長が定める基準により評価すること。	1 (8) (略) 次の評価項目について厚生労働省医薬・生活衛生局長が定める基準により評価すること。	1 (8) (略) 次の評価項目について厚生労働省医薬・生活衛生局長が定める基準により評価すること。
甲状腺又は前立腺の硬 2 1 腎、脾臓、膀胱、乳腺、 甲狀腺又は前立腺の硬	(略)	使用目的又は効果	1 (3) (略) 次の評価項目について厚生労働省医薬局長が定める基準により評価すること。	1 (4) (略) 次の評価項目について厚生労働省医薬局長が定める基準により評価すること。	1 (6) (略) 次の評価項目について厚生労働省医薬局長が定める基準により評価すること。	1 (8) (略) 次の評価項目について厚生労働省医薬局長が定める基準により評価すること。	1 (8) (略) 次の評価項目について厚生労働省医薬局長が定める基準により評価すること。

さに関する情報を提供すること（厚生労働省医薬局長が定める基準を満たす場合に限る。）。

さに関する情報を提供すること（厚生労働省医薬・生活衛生局長が定める基準を満たす場合に限る。）。

さに関する情報を提供すること（厚生労働省医薬局長が定める基準を満たす場合に限る。）。

一 九百四十 二十一～	(略)	(略)	(略)
-------------------	-----	-----	-----

（難病の患者に対する医療等に関する法律施行令附則第二条の規定により厚生労働大臣が定める医療に関する給付が行わるべき療養を受けていた者及びその病状の程度が当該療養を継続する必要があるものとして厚生労働大臣が定めるもの（一部改正））

第五条 難病の患者に対する医療等に関する法律施行令附則第二条の規定により厚生労働大臣が定める医療に関する給付が行わるべき療養を受けていた者及びその病状の程度が当該療養を継続する必要があるものとして厚生労働大臣が定めるもの（平成二十六年厚生労働省告示第四百三十号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改 正 後	改 正 前
-------------	-------------

難病の患者に対する医療等に関する法律施行令附則第二条の規定により厚生労働大臣が定める医療に関する給付が行わるべき療養を受けていた者は、原因が不明であつて、治療方法が確立していない、いわゆる難病のうち、治療がきわめて困難であり、かつ、その医療費も高額である疾病的患者に対する治療研究に係る医療の給付として厚生労働省健康・生活衛生局長が定める給付を受けていた者とし、その病状の程度が当該療養を継続する必要があるものとして厚生労働大臣が定めるものは、当該治療研究に係る対象疾病ごとの認定基準に該当するものとする。

（難病の患者に対する医療等に関する法律施行令附則第三条の規定に基づき厚生労働大臣が定める医療に関する給付の一部改正）

第六条 難病の患者に対する医療等に関する法律施行令附則第三条の規定に基づき厚生労働大臣が定める医療に関する給付（平成二十六年厚生労働省告示第四百三十一号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改 正 後	改 正 前
-------------	-------------

難病の患者に対する医療等に関する法律施行令附則第三条の規定に基づき厚生労働大臣が定める医療に関する給付は、原因が不明であつて、治療方法が確立していない、いわゆる難病のうち、治療がきわめて困難であり、かつ、その医療費も高額である疾病的患者に対する治療研究に係る医療の給付であつて、厚生労働省健康・生活衛生局長が定めるものとする。

(難病の患者に対する医療等に関する法律施行令附則第三条の規定により読み替えて適用される同令第一条第四号に規定する厚生労働大臣が定めるもの一部改正)
第七十条 難病の患者に対する医療等に関する法律施行令附則第三条の規定により読み替えて適用される同令第一条第四号に規定する厚生労働大臣が定めるもの(平成二十六年厚生労働省告示第四百三十二号)の一部を次の表のように改正する。

改 正 後

改 正 後

改 正 後

(傍線部分は改正部分)

難病の患者に対する医療等に関する法律施行令附則第三条の規定により読み替えて適用される同令第一条第一項第四号に規定する厚生労働大臣が定めるものは、身体の機能障害が永続し又は長期安静を必要とする状態にあるため、日常生活に著しい支障があると認められる者として厚生労働省健康・生活衛生局長が定めるものとする。

(児童福祉法第六条の二第一項の規定に基づき厚生労働大臣が定める小児慢性特定疾病及び同条第三項の規定に基づき厚生労働大臣が定める小児慢性特定疾病及び同条第三項の規定に基づき当該小児慢性特定疾病)とに厚生労働大臣が定める疾病的状態の程度の一部改正)
第八条 児童福祉法第六条の二第一項の規定に基づき厚生労働大臣が定める小児慢性特定疾病及び同条第三項の規定に基づき当該小児慢性特定疾病)とに厚生労働大臣が定める疾病的状態の程度(平成二十六年厚生労働省告示第四百七十五号)の一部を次の表のように改正する。

改

改

改

(傍線部分は改正部分)

区分	番号	疾病名	疾病的状態の程度
染色体又 は遺伝子	1～ 21	(略)	(略)
に変化を 伴う症候 群	22	染色体又は遺伝子異常を伴い特徴的な 形態的異常の組み合わせを呈する症候 群(厚生労働省健康・生活衛生局長の 定めるものに限る。)	(略)
	23～ 35	(略)	(略)

区分	番号	疾病名	疾病的状態の程度
染色体又 は遺伝子	1～ 21	(略)	(略)
に変化を 伴う症候 群	22	染色体又は遺伝子異常を伴い特徴的な 形態的異常の組み合わせを呈する症候 群(厚生労働省健康局長の定めるもの に限る。)	(略)
	23～ 35	(略)	(略)

備考

- (略)
- 厚生労働省健康・生活衛生局長は、染色体又は遺伝子異常を伴い特徴的な形態的異常の組み合わせを呈する症候群に属する疾病を定めようとするときは、あらかじめ、専門的な知識を有する者を有する者その他の学識経験者の意見を聴かなければならない。
- (略)

(新型インフルエンザ等対策特別措置法第三十一条の二第一項に規定する臨時の医療施設において都道府県知事が提供する医療に係る感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第四十一条第二項の規定による診療報酬の一部改正)
第九条 新型インフルエンザ等対策特別措置法第三十一条の二第一項に規定する臨時の医療施設において都道府県知事が提供する医療に係る感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第四十一条第二項の規定による診療報酬(令和二年厚生労働省告示第二百二十三号)の一部を次の表のように改正する。

(傍線部分は改正部分)

改

改

改

- (略)
- 前項に定めるもののほか、同項の規定の適用に関し必要な事項は、厚生労働省健康・生活衛生局感染症対策部長が定める。

(日本薬局方の一部改正)
第十条 日本薬局方(令和三年厚生労働省告示第二百二十号)の一部を次の表のように改正する。

(傍線部分は改正部分)

附 則	改 正 後		改 正 前	
	改	正	改	正
	(「次のように」は省略し、この告示による改正後の日本薬局方の全文を厚生労働省医薬局医薬品審査管理課及び地方厚生局並びに都道府県庁に備え置いて縦覧に供するとともに、厚生労働省のホームページに掲載する方法により公表する。)	(「次のように」は省略し、この告示による改正後の日本薬局方の全文を厚生労働省医薬・生活衛生局医薬品審査管理課及び地方厚生局並びに都道府県庁に備え置いて縦覧に供するとともに、厚生労働省のホームページに掲載する方法により公表する。)		

この告示は、令和五年九月一日から適用する。